

静岡県公立大学法人サテライトオフィスに関する利用規程

令和6年8月26日 規程第214号

(目的)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人（以下「本法人」という。）と、沼津信用金庫、地域企業、自治体及びその他公共団体等との連携活動、並びに本法人の広報活動拠点として、ぬましん COMPASS（沼津市高島 15 番 5）内に設置するサテライトオフィス（通称：Kendai-com、以下「Kendai-com」という。）の利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用目的)

第2条 Kendai-com は、次に掲げる目的に利用することができる。

- (1) 本法人が主催又は共催して行う事業、業務、研究会、勉強会等
- (2) 本法人が設置する大学への入学志願者確保のための広報活動
- (3) 地域企業等との共同研究等に関する打合せ、技術相談
- (4) その他、理事長がその利用を特に認めた活動

(利用資格)

第3条 Kendai-com の利用に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 本法人教職員
- (2) 本法人が設置する大学の学生
- (3) その他、理事長による利用許可を受けた者

(利用時間)

第4条 利用時間は、原則として平日の午前9時から午後7時までとする。ただし、理事長が認めた場合は、この限りでない。

(利用の申込み)

第5条 Kendai-com を利用しようとする者は、利用希望日の前日までに Web システムにより申込を行うものとする。

(利用時の調整)

第6条 同じ時間帯に複数の利用の申込みがあった場合、その目的と重要度及びその他の事情を勘案し、利用日時が変更されることがある。

(利用者の遵守事項)

第7条 Kendai-com を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 利用時に発生したゴミは持ち帰ること、また、ゴミの持ち込みをしないこと。
- (2) 風紀を乱す行為をしないこと。
- (3) 騒音、振動等の迷惑行為をしないこと。
- (4) 飲酒、喫煙をしないこと。
- (5) 許可なく備品や機材等を持ち込まないこと。

(原状回復又は損害賠償)

第8条 利用者が Kendai-com の施設、設備、備品等を滅失し、又は汚損したときは、速やかに事務局教育研究推進部地域・産学連携推進室に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償するものとする。

(利用の中止)

第9条 本法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を中止させることがある。

- (1) その利用が本法人の事業その他業務に支障を来すおそれがあるとき。
- (2) 本法人が緊急に Kendai-com を利用しなければならない事由が生じたとき。
- (3) 利用者が第7条に定める事項に違反したとき。

(利活用の促進)

第10条 Kendai-com の利用促進のための企画立案や Kendai-com を活用した各種取組みの検討等のため、本法人教員によるオフィス長を置く。

- 2 オフィス長は、理事長が任命し、任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 3 オフィス長は、第1項に掲げる事項の達成に必要となる教職員をオフィス教職員として任命することができる。
- 4 オフィス教職員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(事務)

第11条 Kendai-com の利用手続その他の事務は、事務局教育研究推進部地域・産学連携推進室において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月26日から施行する。